

北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について(概要)

1. 背景・趣旨

本市における高濃度PCB廃棄物処理については、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、令和4年3月末に終了する計画であったが、全国的に処理対象量が増加したことにより、令和3年9月、国から本市に対して、2年間の処理継続の要請があった。

これに対し、北九州市は、幅広く市民や議会の意見、想いを聴き、条件という形で取りまとめ、市長から環境大臣に直接提示した。それに対し、環境大臣から、「お示しいただいた条件について承諾し、国が責任を持って確実に対応する。」旨の回答があったことを受け、令和4年4月、国の要請を受け入れることとした。

今後、市内におけるPCB廃棄物処理は、期間を延長して行われることになるため、更なる安全と、再々延長とならないよう期間内での確実な処理完了に向け、「北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を改訂する。

2. 主な改訂点

(1) 処理の安全性確保

PCB廃棄物処理施設の立地当初から処理の安全性の確保が第一であり、現在及び将来も変わりはない。このため、

- 安全かつ確実な処理を担保するため、国による立入検査を、本市同様に毎月実施するなど、監視指導の強化を図るものとする。
- 処理の実施から設備等の解体・撤去が完了するまでの期間における、安全な輸送路を維持・確保するため、国は、財政措置も含め必要な措置を確実に講ずるものとする。

(2) 期間内での確実な処理

期限内で確実に処理を終え、絶対に再々延長とならないように関係者が総力を挙げて取り組むことが必要である。このため、

- 北九州PCB廃棄物処理施設における高濃度PCB廃棄物の処理について、令和6年3月31日までを処理期限とし、その期間内で一日も早く完了させるため、関係者が総力を挙げて取り組むとともに、国は、定期的な進捗管理を行って担保するものとする。
- また、国は、令和6年度以降の北九州事業所の操業は行わないこと（令和5年度末までに北九州事業所の操業を終了すること）とし、万一の不測事態に備え、令和6年度以降の北九州事業所以外での対策をあらかじめ検討しておくものとする。
- さらに、事業終了後、速やかに設備等の解体・撤去や土壌汚染対策などを行えるよう必要な財政措置を講じるとともに、その解体・撤去の時期、方法等について十分な時間的余裕を持って事前に協議を行うものとする。

(3) 地域の理解

本事業は地元地域の理解なくしては進まないものである。このため、国においては、

- 若松区を中心とした地域振興策として、財政措置も含め必要な支援を行うものとする。
- 事業終了後の建物や跡地の有効活用を通じた地域の活性化・雇用維持などの経済振興に向けた本市の取組みを支援するものとする。

3. 改訂（施行）時期

令和4年6月1日（予定）